羽曳野の市民、
お店や会社に
エール!!

がんばろう!!
2020 羽曳野 応援商品券

つぶたん

感染症をはじめとする様々な災害が、私たちの暮らしに大きな影を落としています。ひともまちも疲弊を余儀なくされる中、羽曳野市では独自の暮らし応援策（商品券給付）を行います。
商品券が、ひととまちをつなぎ、暮らしを少しでも元気にできればうれしい…。みなさん一緒に、がんばりましょう!

市内全世帯に、一律「５千円分の商品券」を給付します。

取扱店募集

登録無料!

がんばろう!! 羽曳野応援商品券 2020

7/1(水)より給付開始

商品券のデザインは一例です。

給付対象	羽曳野市内全世帯（約5万世帯）
商品券内容	〈1セット〉500円券10枚→5,000円分
使用有効期間	2020年7月1日（水）→11月30日（月）

取扱店登録受付

2020年 **6月1日(月)より**

くわしくは裏面をご覧ください。

取扱店募集要項

● 取扱店登録資格

（1）原則、羽曳野市内の小売店・事業所。
（2）次に該当する事業者は登録できません。
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行うもの
②特定の宗教・政治活動団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行うもの
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者
④その他、市長が適当でないと認めるもの

● 商品券使用制限

次に挙げる商品には使用できません。
①金融商品又は税金及び公共料金等の支払い
②有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの
③たばこ事業法第2条に規定する製造たばこ
④風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業に係る支払い
⑤土地・家屋購入、地代など不動産に係る支払い
⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
⑦商品券の交換又は売買
⑧事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
⑨特定の宗教又は政治活動団体と関わるもの、その他公序良俗に反するものに係る支払い
⑩以上の他、市長が適当でないと認めるもの

● 取扱店の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、申請内容に虚偽・不備等があった場合は換金の拒否や取扱店の登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は請求することがあります。

● 取扱店登録について

登録期間

2020年6月1日（月）～6月10日（水）

登録期間後もお申し込みいただけますが、対象者に配付する「取扱店案内パンフレット」に店名が掲載されません。上記期間内の登録をお勧めします。
※最終登録受付は、2020年7月31日（金）までです。

● 取扱店登録窓口

羽曳野市商工会

平日の午前9時～午後5時　＊土日祝を除く

別紙「羽曳野応援商品券」取扱店登録申請書に必要事項をご記入のうえ、窓口またはファックス（072-956-1950）でお手続きください。
※ウェブからのお申し込みはできません。

● 使用済商品券の換金について

換金期間

2020年7月13日（月）～12月25日（金）

※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

換金手続き

羽曳野市商工会

月曜～木曜　＊祝日・8月31日（月）を除く
午前10時～正午、午後1時～午後4時

商工会に設置の「換金請求書」に必要事項をご記入のうえ、「使用済商品券」を添えて窓口でお手続きください。
換金は、「小切手」または「ご指定口座への送金」となります。

小切手	換金限度額100万円まで
送　金	100万円を超える換金 （振込手数料は取扱店様負担）

取扱店には販促ツールをご用意！
ステッカー、ポスターのデザインは一例です。

ステッカー（120×250mm）

ポスター（A2）

取扱店登録窓口
羽曳野市商工会
〒583-0854 羽曳野市軽里1-1-1 LICはびきの1F
TEL.072-958-2331　FAX.072-956-1950

商品券お問い合わせ窓口
羽曳野市生活環境部産業振興課
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
TEL.072-947-3726